令和6年10月発行

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 78」禁無断複製

世田谷区全図

世田谷区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコールへ
☎03-5432-3333
FAX 03-5432-3100
午前8時～午後9時
年中無休

区の鳥 オナガ

区の花 サギソウ

区の樹 ケヤキ

世田谷区役所・総合支所・出張所等案内図

- 烏山総合支所
- 梅丘分庁舎
- 北沢総合支所
- 砧総合支所
- 城山分庁舎
- 三軒茶屋分庁舎
- 区役所 世田谷総合支所
- 二子玉川分庁舎
- 玉川総合支所

◎ 区役所
□ 分庁舎
★ 総合支所
△ 出張所
○ まちづくりセンター

世田谷区町名索引

町名	索引	町名	索引	町名	索引	町名	索引	町名	索引	町名	索引
あ		か		き		し		た		ひ	
赤堤一丁目	F－5	上馬三丁目	H－8	喜多見九丁目	A－8	下馬三丁目	I－8	玉川一丁目	E－12	東玉川一丁目	I－13
〃 二丁目	G－5	〃 四丁目	H－8	〃 鉢一丁目	D－8	〃 四丁目	J－8	〃 二丁目	E－11	ふ	
〃 三丁目	F－5	〃 五丁目	H－8	〃 二丁目	D－7	〃 五丁目	J－8	〃 三丁目	E－11	深沢一丁目	H－10
〃 四丁目	F－5	上北沢一丁目	E－5	〃 三丁目	C－8	〃 六丁目	J－9	〃 四丁目	D－11	〃 二丁目	H－10
〃 五丁目	F－5	〃 二丁目	D－4	〃 四丁目	C－8	新町一丁目	G－9	玉川台一丁目	E－10	〃 三丁目	H－11
い		〃 三丁目	D－4	〃 五丁目	C－8	〃 二丁目	G－9	〃 二丁目	E－10	〃 四丁目	H－10
池尻一丁目	J－7	〃 四丁目	D－4	〃 六丁目	C－7	〃 三丁目	G－8	玉川田園調布一丁目	H－13	〃 五丁目	G－10
〃 二丁目	J－7	〃 五丁目	D－3	〃 七丁目	C－8	〃 四丁目	B－8	〃 二丁目	H－13	〃 六丁目	G－10
〃 三丁目	J－6	上祖師谷一丁目	B－5	〃 八丁目	C－8	せ		〃 三丁目	G－13	〃 七丁目	G－10
〃 四丁目	J－6	〃 二丁目	B－5	砧公園	D－9	瀬田一丁目	B－8	〃 四丁目	G－13	〃 八丁目	F－9
う		〃 三丁目	B－6	〃 給田一丁目	A－5	〃 二丁目	B－8	〃 五丁目	G－13	船橋一丁目	D－6
宇奈根一丁目	C－10	〃 四丁目	B－6	〃 二丁目	A－4	〃 三丁目	A－7	千歳台一丁目	D－7	〃 二丁目	D－6
〃 二丁目	B－10	〃 五丁目	A－5	〃 三丁目	A－4	〃 四丁目	B－7	〃 二丁目	C－6	〃 三丁目	D－6
〃 三丁目	B－10	〃 六丁目	B－5	〃 四丁目	A－4	〃 五丁目	B－7	〃 三丁目	C－6	〃 四丁目	D－6
梅丘一丁目	G－6	〃 七丁目	A－5	〃 五丁目	A－3	〃 六丁目	B－7	〃 四丁目	C－5	〃 五丁目	E－5
〃 二丁目	G－6	〃 八丁目	A－5	〃 六丁目	A－3	〃 七丁目	B－6	〃 五丁目	C－5	〃 六丁目	D－5
〃 三丁目	H－6	上野毛一丁目	F－11	〃 七丁目	E－6	〃 八丁目	A－7	〃 六丁目	C－6	〃 七丁目	D－5
お		〃 二丁目	F－12	〃 二丁目	E－6	〃 九丁目	B－6	〃 七丁目	C－6	〃 八丁目	D－5
大蔵一丁目	D－8	〃 三丁目	F－11	〃 三丁目	E－6	瀬田一丁目	E－11	つ		〃 九丁目	D－5
〃 二丁目	C－8	〃 四丁目	F－10	〃 四丁目	E－6	〃 二丁目	E－10	つ弦巻一丁目	G－8	ま	
〃 三丁目	C－8	〃 五丁目	F－8	〃 五丁目	E－6	〃 三丁目	E－10	〃 二丁目	G－8	松原一丁目	G－4
〃 四丁目	C－9	上用賀一丁目	F－8	〃 六丁目	E－6	〃 四丁目	E－10	〃 三丁目	G－7	〃 二丁目	G－4
〃 五丁目	C－9	〃 二丁目	E－8	こ		〃 五丁目	D－10	〃 四丁目	F－8	〃 三丁目	F－4
〃 六丁目	C－9	〃 三丁目	E－9	豪徳寺一丁目	G－6	せ		〃 五丁目	F－8	〃 四丁目	F－5
大原一丁目	H－4	〃 四丁目	E－8	駒沢一丁目	G－7	世田谷一丁目	G－7	と		〃 五丁目	G－5
〃 二丁目	H－4	〃 五丁目	E－9	〃 二丁目	H－9	〃 二丁目	F－7	等々力一丁目	G－13	〃 六丁目	G－5
岡本一丁目	D－9	〃 六丁目	D－8	〃 三丁目	G－9	〃 三丁目	G－7	〃 二丁目	G－12	み	
〃 二丁目	D－10	〃 七丁目	D－8	〃 四丁目	G－9	〃 四丁目	G－7	〃 三丁目	G－11	三宿一丁目	I－6
〃 三丁目	D－9	北烏山一丁目	C－3	〃 五丁目	G－9	〃 五丁目	G－7	〃 四丁目	G－12	〃 二丁目	I－6
奥沢一丁目	J－13	〃 二丁目	B－2	そ		〃 六丁目	H－10	南烏山一丁目	C－4	〃 三丁目	C－4
〃 二丁目	I－12	〃 三丁目	B－3	祖師谷一丁目	C－7	〃 七丁目	H－11	〃 二丁目	C－4	〃 四丁目	C－3
〃 三丁目	I－12	〃 四丁目	B－2	〃 二丁目	C－7	〃 八丁目	G－11	〃 三丁目	C－3	〃 五丁目	B－4
〃 四丁目	I－13	〃 五丁目	B－3	〃 三丁目	C－7	〃 九丁目	G－11	〃 四丁目	B－3	〃 六丁目	B－4
〃 五丁目	I－12	〃 六丁目	B－3	〃 四丁目	C－6	〃 十丁目	F－12	〃 五丁目	B－4	宮坂一丁目	F－6
〃 六丁目	H－12	〃 七丁目	A－2	〃 五丁目	C－6	〃 十一丁目	F－11	〃 六丁目	F－6	〃 二丁目	F－6
〃 七丁目	H－12	〃 八丁目	A－3	〃 六丁目	B－6	〃 十二丁目	F－10	〃 七丁目	F－6	〃 三丁目	F－6
〃 八丁目	H－12	〃 九丁目	A－3	〃 七丁目	B－6	〃 十三丁目	F－10	よ		用賀一丁目	E－12
尾山台一丁目	H－13	北沢一丁目	I－4	〃 八丁目	B－6	〃 十四丁目	F－10	〃 二丁目	F－12	〃 二丁目	F－9
〃 二丁目	G－13	〃 二丁目	I－5	〃 九丁目	D－7	〃 十五丁目	F－10	〃 三丁目	F－12	〃 三丁目	F－9
〃 三丁目	G－12	〃 三丁目	I－4	桜上水一丁目	E－5	〃 十六丁目	F－10	〃 四丁目	F－12	〃 四丁目	E－9
か		〃 四丁目	I－4	〃 二丁目	E－5	〃 十七丁目	F－10	〃 五丁目	F－12	〃 五丁目	E－9
粕谷一丁目	C－5	〃 五丁目	I－4	〃 三丁目	E－5	〃 十八丁目	F－10	〃 六丁目	F－12	〃 六丁目	H－7
〃 二丁目	C－4	〃 六丁目	B－10	〃 四丁目	E－4	〃 十九丁目	F－10	〃 七丁目	F－12	〃 七丁目	H－6
〃 三丁目	C－5	喜多見一丁目	A－10	〃 五丁目	E－4	〃 二十丁目	F－10	〃 八丁目	F－12	〃 八丁目	H－6
〃 四丁目	B－4	〃 二丁目	B－10	桜新町一丁目	F－9	代田一丁目	H－6	八幡山一丁目	D－5	若林一丁目	H－5
鎌田一丁目	D－11	〃 三丁目	B－9	〃 二丁目	F－9	〃 二丁目	H－6	〃 二丁目	D－5	〃 二丁目	H－5
〃 二丁目	C－10	〃 四丁目	B－9	三軒茶屋一丁目	I－7	〃 三丁目	H－6	〃 三丁目	D－4	〃 三丁目	H－4
〃 三丁目	D－10	〃 五丁目	B－9	〃 二丁目	H－7	〃 四丁目	H－5	羽根木一丁目	H－4	〃 四丁目	H－4
〃 四丁目	C－10	〃 六丁目	B－9	〃 三丁目	J－7	〃 五丁目	H－5	〃 二丁目	H－4	〃 五丁目	I－4
上馬一丁目	I－8	〃 七丁目	B－9	下馬一丁目	J－7	〃 六丁目	H－4	ひ		〃 六丁目	I－4
〃 二丁目	H－8	〃 八丁目	A－8	〃 二丁目	J－7			東玉川一丁目	J－13		

記号

この地図は令和6年6月1日現在のデータです。

- 都県界
- 市・区界
- 町界
- 丁目界
- JR
- 私鉄
- 高速道路
- 料金道路
- 道路
- 区役所
- 支所・出張所
- まちづくりセンター
- 税務署
- 警察署
- 交番・地域安全センター
- 消防署・消防出張所
- 郵便局
- 国立病院 救急医療機関
- エレベーターあり
- 車いす用トイレあり
- オストメイト対応トイレあり
- 自動体外除細動器
- 学校
- 神社
- 寺院
- その他
- 街区番号
- 主な交差点
- 公園・緑地
- 身近な広場
- 区立公衆トイレ
- 市民緑地

1:13,000

0 100 200 300 400 500 1000m

アプリ（Avenza Maps）を使って
スマホやタブレットで閲覧できます！

Avenza Mapsはオフラインで使えるスマホやタブレット用のアプリです。
ネットワークへの接続がなくても、GPS機能を使って簡単に自分の位置を地図上で見ることができます。
自分の行きたい場所を予め地図上に落としてからお出かけたり、覚えておきたい場所を写真付きで地図に落とすこともできます。
地図はアプリ内の地図の追加から、以下のニ次元コードを読み取るか、ストアから「世田谷区」と検索することでダウンロード可能です。

アプリのダウンロードは
Download on the App Store
GET IT ON Google Play

地図のダウンロードは

地図調製　（株）武揚堂

※この地図では、表示の大きさなどにより見づらくなる色や記号等については、「世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン」やJIS規格（JISZ8210 案内用図記号）によらないものも使用しています。

世田谷区政策経営部広報広聴課